

○総務省告示第三百三十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百四十二条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、令和四年総務省告示第二百四十四号（水底線路の保護区域を指定する等の件）は廃止し、昭和五十八年郵政省告示第五百四十号（水底線路の保護区域を指定する等の件）の第三号に係る水底線路の保護区域の指定は解除する。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

第一号

一 敷設区間

大島側利島間

（大島側）東京都大島町元町二丁目二〇番三一號地先

（利島側）東京都利島村二四三九地先

二 保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三 敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図(一)のとおり

第二号

一 敷設区間

利島～新島間

(利島側) 東京都利島村二四三九地先

(新島側) 東京都新島村字黒根二三番

二 保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三 敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図(一)のとおり

第三号

一 敷設区間

大島側分岐～新島側分岐間

(大島側) 北緯三四度三七分一五秒一、東経一三九度一九分五六秒七

(新島側) 北緯三四度三〇分一八秒四、東経一三九度一三分四九秒八

二 保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三 敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図(一)のとおり

第四号

一 敷設区間

庵治～大島間

(庵治側) 香川県高松市庵治町字荒浜六〇二九番二一

(大島側) 香川県高松市庵治町六〇三四番地の一

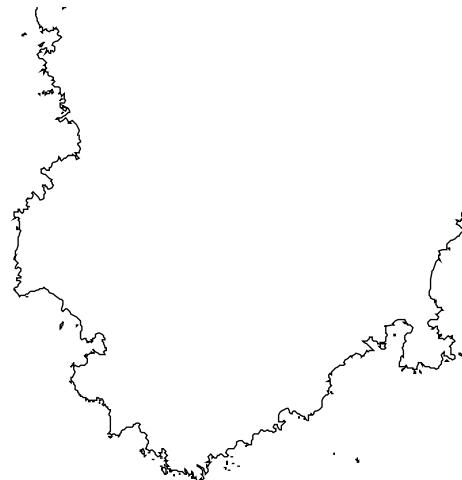
二 保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

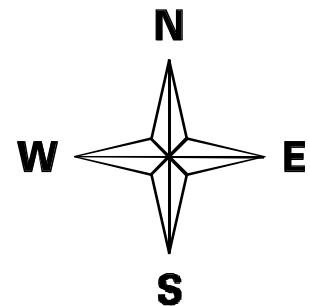
三 敷設状況

水底線路一条、敷設ルートは別図(二)のとおり

別図(一)



0 4 8 12 16 20
km



別図(二)

